

滋賀県税条例の一部を改正する条例の専決について

1 趣旨

第 201 回通常国会に提出された地方税法等の一部を改正する法律案の成立・公布に伴って改正が必要となる滋賀県税条例の規定のうち、令和 2 年 4 月 1 日に施行すべき規定を改正するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき専決を行おうとするもの。

2 概要

(1) 個人の県民税

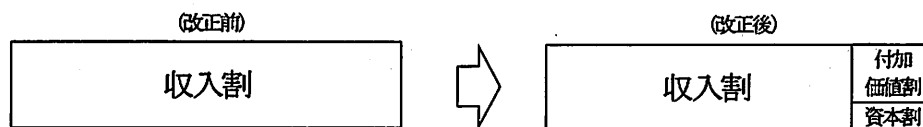
- ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止期限を令和 5 年 3 月 31 日まで延長する。(付則第 12 条関係)
- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置の適用期限を 3 年延長する。(付則第 13 条の 2 関係)

(2) 法人の事業税

電気供給業のうち小売電気事業等および発電事業等に係る課税方式等について、見直しを行う。
 (第 37 条関係、第 38 条の 3 関係)

【資本金 1 億円超の法人】

(改正前) 収入割 1% → (改正後) 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%



【資本金 1 億円以下の法人等】

(改正前) 収入割 1% → (改正後) 収入割 0.75% 所得割 1.85%

(3) 不動産取得税

ア 特例措置の適用期限の延長

- (ア) 宅地建物取引業者等が保有する譲渡前の新築住宅に係る課税の時期に関する特例措置：令和 4 年 3 月 31 日(付則第 7 条の 4)
- (イ) 一定規模の住宅用土地の取得から住宅の新築までの期間における税額の減額に関する特例措置：令和 4 年 3 月 31 日(付則第 7 条の 4)
- (ウ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置：令和 7 年 3 月 31 日(付則第 8 条関係)
- (エ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準に関する特例措置：令和 4 年 3 月 31 日(付則第 8 条関係)
- (オ) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準に関する特例措置：令和 4 年 3 月 31 日(付則第 8 条関係)

(ハ) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置：令和4年3月31日（付則第8条関係）

(キ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置：令和4年3月31日（付則第8条関係）

イ 特例措置の廃止

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置を廃止する。（付則第8条関係）

(4) 軽油引取税

電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置を廃止する。（付則第10条の2の6関係）

(5) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、2(5)の一部は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税および軽油引取税等について改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 個人の県民税

ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を3年延長することとします。(付則第12条関係)

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長する等所要の措置を講ずることとします。(付則第13条の2関係)

(2) 法人の事業税

ア 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずる一定の事業を含む。以下「小売電気事業等」という。)および同項第14号に規定する発電事業(これに準ずる一定の事業を含む。以下「発電事業等」という。)に係る法人の事業税について、資本金の額または出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額によって、資本金が1億円以下の普通法人等にあっては収入割額および所得割額の合算額によって、それぞれ課することとします。(第37条関係)

イ 電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとします。(第38条の3関係)

(7) 資本金1億円超の普通法人

- a 収入割 100分の0.75
- b 付加価値割 100分の0.37
- c 資本割 100分の0.15

(4) 資本金1億円以下の普通法人等

- a 収入割 100分の0.75
- b 所得割 100分の1.85

ウ アおよびイに伴う所要の措置を講ずることとします。(第37条の2、第38条および第38条の5関係)

(3) 不動産取得税

ア 次のとおり特例措置の適用期限を延長することとします。

- (7) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31

日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)

- (イ) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとします。(付則第7条の4関係)
- (ウ) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (エ) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (オ) 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (カ) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)
- (キ) 中小事業者等が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとします。
(付則第8条関係)

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置を廃止することとします。(付則第8条関係)

(4) 軽油引取税

軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その対象から電気供給業を営む者の汽力発電装置の助燃の用途を除外することとします。(付則第10条の2の6関係)

3 その他

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。ただし、(3)の一部は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日から施行することとします。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県条例第 号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第23条の3の2の見出しおよび同条第1項中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第2項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第37条第1項第1号中「次号」の右に「および第3号」を加え、同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め、同項第2号中「電気供給業」の右に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）および同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額および所得割額の合算額

第37条の2第3項中「に掲げる法人」を「または第3号アに掲げる法人」に改め、同条第5項の表第38条の3第1項第1号および第3項第1号ならびに第38条の5第1項の項中「第3項第1号ならびに第38条の5第1項」を「第4項第1号」に改め、同表第38条の3第1項第3号および第3項第3号の項中「第3項第3号」を「第4項第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

第38条の3第3項第1号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額）
--------------	-----	-----------------------------

第37条の2第5項の表第38条の3第3項の項中「第38条の3第3項」を「第38条の3第4項」に改め、同表に次のように加える。

第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

	同項第3号アに掲げる法人	同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの
--	--------------	------------------------

第38条第1項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第38条第2項中「資本金等の額および所得ならびに同項第2号」を「同項第2号の資本金等の額、同項第3号の所得および同項第4号」に改める。

第38条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第2号中「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第6項」に改め、同条第2項中「電気供給業」の右に「(小売電気事業等および発電事業等を除く。)」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額
- (2) 第37条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第38条の5第1項中「所得割()」を「所得割等()」に、「掲げる法人にあつては、」を「掲げる法人の」に、「とする」を「または同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割および資本割または同号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。)」に改め、同項第1号アおよびイ中「第72条の25第14項」を「第72条の25第16項」に改める。

第39条の2第11項第2号中「第73条第1項第22号」を「第73条第1項第24号」に改め、同項第3号中「第205条第1項第22号」を「第205条第1項第24号」に改める。

第40条の5第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(第3号または第4号に係る部分に限る。)」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(第1号または第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第40条の7第1項または第3項の規定による申告書に前項(第1号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たば

この売渡しまたは消費等が同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第40条の7第1項中「第40条の5第2項」を「第40条の5第3項」に改める。

付則第4条の5中「第41条の17の2第1項」を「第41条の17第1項」に改める。

付則第7条の4中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付則第8条第2項中「第13項」を「第11項」に改め、同条第5項中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第7項を削り、同条第8項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「第109条の6第2項第1号」を「第109条の15第2項第1号」に、「第109条の8」を「第109条の17」に、「第109条の6第1項」を「第109条の15第1項」に、「同条第10項」を「同条第15項」に、「第46条第17項」を「第46条第26項」に、「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項を同条第14項とする。

付則第10条の2の6第1項の表電気供給業を営む者の項を削る。

付則第12条第4項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

付則第13条の2第1項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改め、同条第4項中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に、「同項第12号」を「同項第13号」に改める。

付則第13条の2の2中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

付則第18条中「同条第3項第2号」を「同条第4項第2号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第14項の改正規定（「第109条の6第2項第1号」を「第109条の15第2項第1号」に、「第109条の8」を「第109条の17」に、「第109条の6第1項」を「第109条の15第1項」に、「同条第10項」を「同条第15項」に、「第46条第17項」を「第46条第26項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の滋賀県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）第1条の規定

による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3の2第1項に規定する給与について提出する新条例第23条の3の2第1項に規定する申告書について適用する。

- 4 新条例第23条の3の2第2項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第23条の3の2第2項に規定する申告書について適用する。

（事業税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 7 新条例付則第10条の2の6第1項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第23条の3まで 省略</p> <p>(個人の県民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>を、同条に規定する給与支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p> <p>2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者もしくは<u>単身児童扶養者である者は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族等申告書</u>を、同条に規定する公的年金等支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</u></p> <p>第24条から第36条の20まで 省略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号_____に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>第1条から第23条の3まで 省略</p> <p>(個人の県民税に係る<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第23条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者は、法第317条の3の2の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族申告書</u>と併せて法第45条の3の2の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族申告書</u>を、同条に規定する給与支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p> <p>2 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者または法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける法第24条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者_____は、法第317条の3の3の規定に基づく市町民税に係る<u>扶養親族申告書</u>と併せて法第45条の3の3の規定に基づく県民税に係る<u>扶養親族申告書</u>を、同条に規定する公的年金等支払者を經由して、当該申告書を提出しなければならない者の住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p> <p>第24条から第36条の20まで 省略</p> <p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第37条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>(1) 次号<u>および第3号</u>に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業_____、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業および同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の3までにおいて同じ。）、保険業および貿易保険業 収入割額

(新設)

ア 省略

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第3項に規定する法人でない社団または財団、第4項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第38条の6第2項において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第38条の6第2項において同じ。）ならびに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）ならびにこれらの法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは資本もしくは出資を有しないもの 所得割額

(2) 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業および同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者および電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第38条から第38条の3までにおいて同じ。）、保険業および貿易保険業 収入割額

(3) 電気供給業のうち、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第38条の3第2項および第3項において「小売電気事業等」という。）および同法第2条第1項第14号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。第38条の3第2項および第3項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額および資本割額の合算額

2から4まで 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2 省略

3 前条第1項第1号アに掲げる法人 _____ で受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合には、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)である者に対しては、付加価値割および資本割を課さない。

4 省略

5 第1項および第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第38条の3第1項第1号および第3項第1号ならびに第38条の5第1項	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第38条の3第1項第3号および第3項第3号	その他の法人	その他の法人(第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
(新設)		

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額および所得割額の合算額

2から4まで 省略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第37条の2 省略

2 省略

3 前条第1項第1号アまたは第3号アに掲げる法人で受託法人(法人課税信託の受託者である法人(その受託者が個人である場合には、当該受託者である個人)について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。)である者に対しては、付加価値割および資本割を課さない。

4 省略

5 第1項および第2項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第38条の3第1項第1号および第4項第1号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第38条の3第1項第3号および第4項第3号	その他の法人	その他の法人(第37条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
第38条の3第3項第1号	合計額	合計額(受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額)

第38条の3第3項	法人で	受託法人および他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う固有法人で
(新設)		

6 省略

(法人の事業税の課税標準)

第38条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 付加価値割 各事業年度の付加価値額

イ 資本割 各事業年度の資本金等の額

ウ 所得割 各事業年度の所得

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業 各事業年度の収入金額

2 前項第1号の付加価値額、資本金等の額および所得ならびに同項第2号 _____の収入金額は、法第72条の14から第72条の24の3までおよび第72条の24の6の規定により算定する。

第38条の3第4項	法人で	受託法人および他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う固有法人で
第38条の5第1項	第37条第1項第1号アに掲げる法人	第37条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの
	同号イに掲げる法人	同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
	同項第3号アに掲げる法人	同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの

6 省略

(法人の事業税の課税標準)

第38条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

(1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額

(2) 資本割 各事業年度の資本金等の額

(3) 所得割 各事業年度の所得

(4) 収入割 各事業年度の収入金額

2 前項第1号の付加価値額、同項第2号の資本金等の額、同項第3号の所得および同項第4号の収入金額は、法第72条の14から第72条の24の3までおよび第72条の24の6の規定により算定する。

第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 特別法人（法第72条の24の7第5項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) 省略

2 電気供給業_____、ガス供給業、保険業および貿易保険業に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

(新設)

第38条の2 省略

(法人の事業税の税率)

第38条の3 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業および貿易保険業を除く。第4項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 省略

(2) 特別法人（法第72条の24の7第6項に規定する特別法人をいう。以下この条において同じ。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9

(3) 省略

2 電気供給業（小売電気事業等および発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業および貿易保険業に対する法人の事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第37条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第37条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

3 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割（第37条第1項第1号アに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする）または収入割

_____ について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

- (1) 省略
 - ア 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第14項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合

4 他の2以上の都道府県において事務所または事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額または出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第37条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
 - ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額
 - イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額
 - ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) その他の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

第38条の4 省略

(法人の事業税の申告納付)

第38条の5 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号アに掲げる法人の _____ 付加価値割、資本割および所得割または同号イに掲げる法人の所得割をいう。）または収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割および資本割または同号イに掲げる法人の収入割および所得割をいう。）について、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める期間内に、法第72条の25、第72条の26、第72条の28および第72条の29に規定する申告書を知事に提出し、およびその申告した事業税額を納付書によつて納付しなければならない。

- (1) 省略
 - ア 法第72条の25第3項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人（法第72条の25第16項（法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合

を含む。)の規定により法第72条の25第3項の規定の適用がないものとみなして同条第2項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(同条第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。アにおいて同じ。)終了の日から3月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(ア)および(イ) 省略

イ 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第14項(法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。イにおいて同じ。)終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(ア)および(イ) 省略

ウ 省略

(2)および(3) 省略

2および3 省略

第38条の6から第39条まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2から10まで 省略

11 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第

を含む。)の規定により法第72条の25第3項の規定の適用がないものとみなして同条第2項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(同条第5項の規定の適用に係る事業年度を除く。アにおいて同じ。)終了の日から3月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(ア)および(イ) 省略

イ 法第72条の25第5項(法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けている法人(法第72条の25第16項(法第72条の28第2項および第72条の29第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第72条の25第5項の規定の適用がないものとみなして同条第2項または第4項の規定を適用される法人を除く。)各事業年度(その終了の日を連結親法人事業年度(法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。)終了の日と同じくする事業年度に限る。イにおいて同じ。)終了の日から4月以内(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内)

(ア)および(イ) 省略

ウ 省略

(2)および(3) 省略

2および3 省略

第38条の6から第39条まで 省略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第39条の2 省略

2から10まで 省略

11 土地区画整理法第94条の規定による清算金、都市再開発法第91条第1項の規定による補償金または密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第

226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

(1) 省略

(2) 都市再開発法第91条第1項の規定による補償金で、同法第79条第3項もしくは同法第111条の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第71条第1項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第1項に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第73条第1項第22号の権利変換期日

(3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、同法第212条第3項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第203条第1項の規定による申出をした場合として施行令第39条の2第2項に規定する場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第205条第1項第22号の権利変換期日

12から17まで 省略

第39条の3から第40条の4まで 省略

(たばこ税の課税免除)

226条第1項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から2年以内に、当該清算金または補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令第39条に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

(1) 省略

(2) 都市再開発法第91条第1項の規定による補償金で、同法第79条第3項もしくは同法第111条の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により施設建築物の一部等もしくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第71条第1項の規定による申出をしたと認められる場合として施行令第39条の2第1項に定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第73条第1項第24号の権利変換期日

(3) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定による補償金で、同法第212条第3項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるものまたはやむを得ない事情により同法第203条第1項の規定による申出をした場合として施行令第39条の2第2項に規定する場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第205条第1項第24号の権利変換期日

12から17まで 省略

第39条の3から第40条の4まで 省略

(たばこ税の課税免除)

第40条の5 省略

(新設)

- 2 前項 _____ の規定は、卸売販売業者等が、知事に施行規則第8条の4に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
- 3 第1項第1号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第40条の規定を適用する。

第40条の6 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第40条の7 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとに課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第40条の5第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その

第40条の5 省略

- 2 前項(第1号または第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第40条の7第1項または第3項の規定による申告書に前項(第1号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡しまたは消費等が同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。
- 3 第1項(第3号または第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、知事に施行規則第8条の4に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。
- 4 第1項第1号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第40条の規定を適用する。

第40条の6 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第40条の7 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第40条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとに課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第40条の5第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その

他必要な事項を記載した施行規則第16号様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第40条の5第2項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類ならびに県内に主たる事務所または事業所を有する申告納税者にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入および販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式による書類を添付しなければならない。

2から5まで 省略

第40条の8から第150条まで 省略

付 則

第1条から第4条の4まで 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条(法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合(法第34条第1項第2号に係る部分に限る。))を含む。)」とする。

他必要な事項を記載した施行規則第16号様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を施行規則第16号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第40条の5第3項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類ならびに県内に主たる事務所または事業所を有する申告納税者にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入および販売に関する事実を記載した施行規則第16号の2様式による書類を添付しなければならない。

2から5まで 省略

第40条の8から第150条まで 省略

付 則

第1条から第4条の4まで 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条(法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合(法第34条第1項第2号に係る部分に限る。))を含む。)」とする。

第5条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社(同法第4条第1項の規定による届出を行ったものに限る。)で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行

第5条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 省略

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社(同法第4条第1項の規定による届出を行ったものに限る。)で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第11項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行

われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3および4 省略

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの(法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により同条第1項に規定する公共施設等(同項第3号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))および同項第5号に掲げる施設を除く。)の用に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6 省略

7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により政府の補助で施行規則附則第3条の2の12第1項に規定するものを受けて国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第2項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で施行令附則第7条第11項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和2年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」

われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3および4 省略

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの(法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により同条第1項に規定する公共施設等(同項第3号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。))および同項第5号に掲げる施設を除く。)の用に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6 省略

(削除)

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和4年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」

とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供

とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

8 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

9 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

10 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供

される家屋をいう。)で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下不動産取得税において「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

12 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者(第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。)、同条第9項に規定する特例事業者(以下この項において「特例事業者」という。))または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの(第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。))が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

13 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第4号に掲げるものをいう。)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の19第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得

される家屋をいう。)で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下不動産取得税において「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

11 不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者(第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。)、同条第9項に規定する特例事業者(以下この項において「特例事業者」という。))または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの(第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。))が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

12 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第4号に掲げるものをいう。)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の19第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得

税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第20条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第19条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第12項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和3年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の

税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

13 都市再生特別措置法第109条の15第2項第1号に規定する者が同法第109条の17の規定による公告があつた同法第109条の15第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第15項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第26項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第23項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

14 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第20条第2項に規定する認定経営力向上計画(同法第19条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第12項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第24項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

第8条の2から第10条の2の5まで 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和3年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の

7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略	
電気供給業を営む者	汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーおよび重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途
省略	

2から5まで 省略

第10条の2の7から第11条の2の2まで 省略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条 省略

2および3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条お

7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略	
(削除)	
省略	

2から5まで 省略

第10条の2の7から第11条の2の2まで 省略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条 省略

2および3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条お

よび付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)および(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場

よび付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)および(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、予定期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場

合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部または一部が同項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第13条の2の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令附則第17条の2の2第1項に規定する場合において、同条第2項に規定する日までの期間内に当該譲渡の全部または一部が同法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の4第1項に規定するところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から施行令附則第17条の2の2第2項に規定する日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

第13条の3から第17条まで 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第18条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第38条の3第1項第2号中「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」とあるのは「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下	100分の4.9
-----------------------------	----------

合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部または一部が同項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項の規定の適用については、予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

(阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例)

第13条の2の2 前条第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部または一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成7年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で施行令附則第17条の2の2第1項に規定する場合において、同条第2項に規定する日までの期間内に当該譲渡の全部または一部が同法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の4第1項に規定するところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から施行令附則第17条の2の2第2項に規定する日までの期間を前条第2項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

第13条の3から第17条まで 省略

(法人の事業税の税率の特例)

第18条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第38条の3第1項第2号中「

各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9
-------------------------	----------

」とあるのは「

各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下	100分の4.9
-----------------------------	----------

の金額	
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」と、同条第3項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

以下 省略

の金額	
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

」と、同条第4項第2号中「100分の4.9」とあるのは「100分の4.9（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の5.7）」とする。

以下 省略